

米国自動車関税措置等に伴う 特別相談窓口のご案内

1. 特別相談窓口の設置について

- (1) 経営相談窓口名 :「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」
対象商工会議所 : 各地商工会議所(全国 515 力所)
- (2) 設置日 2025 年4月3日(木) 17:00
- (3) 自動車関税や相互関税で影響を受ける企業や個人事業主を対象
に、融資や資金繰り等に関する相談に対応致します。

佐野商工会議所経営支援課 TEL0283-22-5511